

～主任介護支援専門員研修を受講される方へ～

# 主任介護支援専門員研修を修了 ただけでは介護支援専門員証 の更新交付申請はできません!!

介護支援専門員証の更新交付申請を行うためには、別途、専門研修又は更新研修を受講する必要があります。

- 主任介護支援専門員研修は、主任介護支援専門員の資格を取得するための研修です。主任介護支援専門員研修を受講しても、介護支援専門員証を更新するための研修（専門研修又は更新研修）の受講は免除されません。
- 主任介護支援専門員研修を受講される方は、別途、介護支援専門員証を更新するための研修（専門研修又は更新研修）を必ず受講してください。
- 主任介護支援専門員研修を受講した方が、介護支援専門員証を更新するための研修（専門研修又は更新研修）を受講せず、介護支援専門員証の更新交付申請を行わなかった場合、介護支援専門員証の有効期間満了日をもって、介護支援専門員証と主任介護支援専門員の資格のいずれも失効します。

介護支援専門員の資格は、個人の資格です。  
資格管理（有効期間の把握、受講の申込等）  
に係る責務は、資格を持つご自身にあります。

受講対象となる研修種別や各研修の日程については、山形県ホームページで随時、ご確認ください

山形県健康福祉部高齢者支援課 介護指導担当

山形県ケアマネ

検索 

山形県ホームページ > 健康・福祉・子育て > 高齢者福祉 > 介護資格 >  
介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について >

[https://www.pref.yamagata.jp/090002/kenfuku/koreisha/shikaku/cmportal/  
index.html](https://www.pref.yamagata.jp/090002/kenfuku/koreisha/shikaku/cmportal/index.html)

Q 1 主任介護支援専門員研修を受講すれば介護支援専門員証の更新交付申請ができると思います、専門研修も更新研修も受講しませんでした。介護支援専門員証の有効期間満了日が間近に迫っていますが、事業所の運営上、介護支援専門員証と主任介護支援専門員の資格が失効すると困ります。失効しないよう有効期間を延長する等、特別な措置を適用してもらえませんか？

A 1 制度上、そのような場合に適用できる特別な措置はありません。他都道府県で更新研修を受講できる場合がありますので、ご自身で更新研修を実施している都道府県をお調べのうえ、受講地変更願の提出と受講申込手続きを行ってください。

なお、他都道府県に受講申込できることを、当該都道府県介護保険主管課に必ず事前に電話等で確認してから、受講地変更願と受講申込手続きを行ってください。

Q 2 「介護支援専門員証の有効期間満了日をもって主任介護支援専門員証の資格も失効する」とありますが、主任介護支援専門員研修の修了証書には介護支援専門員証とは異なる有効期間満了日が記載されています。このことから、介護支援専門員証の有効期間満了日に失効するのは介護支援専門員証のみで、主任介護支援専門員の資格は主任介護支援専門員研修の修了証書に記載されている有効期間満了日までは有効ということではないのですか？

A 2 制度上、介護支援専門員証と主任介護支援専門員の資格は別の資格です。よって、有効期間も別々に管理されるため、介護支援専門員証に記載されている有効期間満了日と、主任介護支援専門員研修の修了証書に記載されている有効期間満了日とは異なります（もともと、主任介護支援専門員の資格を更新した後は、両者の有効期間を統一することが原則とされています）。

しかし、主任介護支援専門員の資格は、有効な介護支援専門員証を有している者のみに与えられるものですので、介護支援専門員証の有効期間が満了すると、主任介護支援専門員研修の修了証書に記載されている有効期間満了日を待たずして失効します。一方、介護支援専門員証は、有効な主任介護支援専門員の資格を有している者のみに与えられる資格ではないため、主任介護支援専門員の資格の有効期間が満了しても、介護支援専門員証に記載されている有効期間満了日までは有効です。また、主任介護支援専門員の資格は更新せず、介護支援専門員証のみ更新することも可能です。

Q 3 介護支援専門員証も主任介護支援専門員の資格も失効してしまった場合、どうなりますか？改めて資格を取得することはできますか？また、主任介護支援専門員として居宅介護支援事業所の管理者をしています。失効後の運営等はどうか？

A 3 ① 失効後の取扱いについて

失効後、介護支援専門員として実務に従事すると、介護支援専門員の登録消除の対象となります。失効後は、介護支援専門員の業務に従事しないように注意してください。

② 介護支援専門員証の再取得について

再研修を受講・修了した後に、登録している都道府県介護保険主管課に介護支援専門員証の新規交付申請を行ってください。

③ 主任介護支援専門員の資格について

介護支援専門員証を再取得した後に、専門研修課程Ⅰ（受講要件：介護支援専門員証の再取得後に実務経験6か月以上）及び専門研修課程Ⅱ（受講要件：介護支援専門員証の再取得後に実務経験3年以上）を受講・修了し、さらに主任介護支援専門員研修を受講してください（再取得までには、4～5年程度を要します）。

④ 居宅介護支援事業所の管理者をしている場合について

失効後の事業所運営等につきましては、居宅介護支援事業所の指定・指導等に係る権限は市町村にありますので、所属事業所を管轄する市町村介護保険主管課にご相談ください。